

〔「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の中間報告の結果及び当面の対応について（通知）」  
（平成 17 年 9 月 29 日付 17 文科施第 213 号）抜粋〕

（2）飛散のおそれはどうのように判断すればよいか。

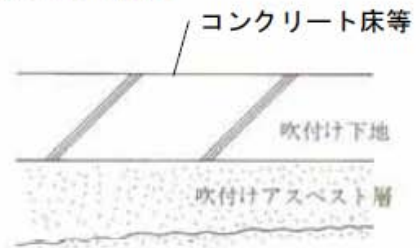
吹き付けアスベスト等の劣化損傷等の判断は、目視等により行うこととなります。目視等の結果、吹き付けアスベスト等の吹き付け層に次の①～⑥に示すような劣化損傷等が認められる場合、飛散のおそれがあると考えられます。

なお、石綿障害予防規則第 10 条では「事業者はその労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない」とされています。

- ①層表面の毛羽立ち
- ②繊維のくずれ
- ③たれ下がり
- ④下地と層間の浮き・はがれ
- ⑤層の局部的損傷・欠損
- ⑥層の損傷・欠損

「吹き付けアスベスト層の劣化損傷の状態」  
2～3 頁（参照）

天井面・壁面等の吹き付けアスベスト層の劣化損傷の状態



① 層表面の毛羽立ち

吹き付けアスベスト層の表層部で結合材の劣化などによってアスベスト繊維が毛羽立っているもの。  
(鉄筋コンクリート床の下面に吹き付けたアスベスト層)



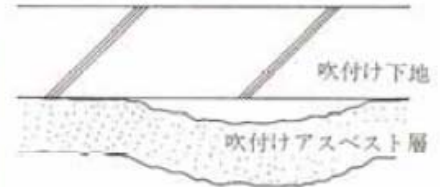
② 繊維のくずれ

「毛羽立ち」の程度からさらに劣化が進行し、表層、又は表層下部の繊維がほぐれて荒れた状態になっているもの。  
(同 上)



③ たれ下がり

吹き付けアスベスト層の一部が劣化、外力等によって層外へたれ下がっているもの。  
(同 上)



④ 下地と層間の浮き・はがれ

アスベスト層の下地への付着力が低下することによって、アスベスト層と下地とのすき間、はく離がみられるもの。

(鉄筋コンクリート床の下面に吹き付けたアスベスト層)



⑤ 層の局部的損傷・欠損

人為的、又は経時変化によって、アスベスト層の表面、層自体の層間・下地間で生じた局部的な凹凸、はく落、はく離。

(同 上)



⑥ 層の損傷・欠損

人為的、もしくは経時変化によって生じた施工面のほぼ前面にわたる凹凸、はく落、はく離。

(左の写真は折板屋根の下面に吹き付けられたアスベスト層)